

別表第1（第7条，第10条関係）

区分	使用料
大広間	12,000円
会議所事務室	800円

## 備考

- 1 上表の規定による使用料の額は，午後6時から午後10時までの間において使用する場合の額とする。
- 2 商品の宣伝，展示，販売等営利目的で使用する場合または使用者が1,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず，入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。）を徴収する場合は，上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

別表第2（第10条関係）

区分	入館料	
	個人	20人以上の団体
一般	300円 250円 240円 210円	1人につき 240円
学生・生徒・児童	150円 125円 120円 105円	1人につき 120円
摘要	次に掲げる者は，無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生，生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生，生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者	

備考 かつこ内の金額は，旧函館区公会堂および次の各号に掲げる金額の区分に応じ，当

該各号に定める施設に入館することができる委員会が別に定める共通入館券により入館しようとする場合の額とする。

- (1) 上段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館（開港記念館）・函館市北方民族資料館または函館市文学館
- (2) 中段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館（開港記念館）・函館市北方民族資料館および函館市文学館のうちいずれか2館
- (3) 下段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館（開港記念館）・函館市北方民族資料館および函館市文学館